

# 西海市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年12月

(平成30年8月改定)

西海市通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に市内小学校の通学路を関係機関と連携して緊急合同点検し、必要な対策を関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、この度、関係機関の連携体制を構築し、「西海市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 西海市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「西海市通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で策定しました。

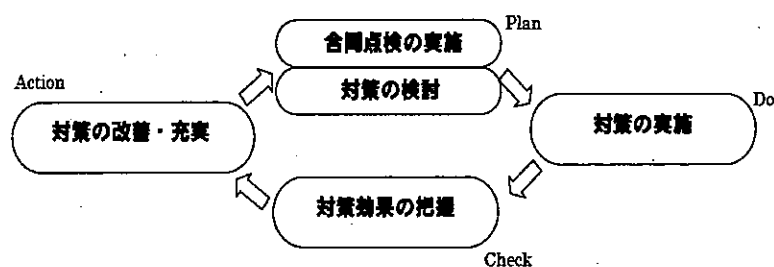
- (1) 長崎県県北振興局建設部大瀬戸土木維持管理事務所
- (2) 西海警察署交通課
- (3) 西海市建設部建設課
- (4) 西海市市民環境部市民課
- (5) 西海市西海ブランド振興部農林課
- (6) 西海市校長会
- (7) 西海市PTA連合会
- (8) 西海市教育委員会事務局
- (9) その他、教育委員会が特に必要と認めた者

## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後も効果を把握し、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検 (PLAN)

市内の小・中学校において、下記の要領で合同点検を実施します。

- 4～5月 ・地域、保護者、児童生徒、学校職員の連携による通学路安全点検を実施し、危険箇所等の抽出を行います。  
・学校は点検結果をもとに、改善要望書を作成し市教育委員会に提出します。

※通学路安全点検はこの期間以外に実施することもあります。改善要望書はこの期間に作成し、指定の期日までに提出します。

- 6～7月 ・改善要望書をもとに、学校、保護者、警察、道路管理者、教育委員会等で合同点検を実施します。

(3) 対策の検討 (PLAN)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとにハード対策、ソフト対策を8月に開催する通学路安全推進会議で検討します。

ハード対策	ソフト対策
ア 道路、歩道の整備・改良	A 通学路の見直し
イ 防護柵の設置 (ガードレール、ガードパイプ、縁石、ポール等)	B 児童生徒への安全教育
ウ 路面標示等の設置 (外側線、グリーンベルト等)	C 交通取り締まり、交通安全啓発
エ 標識、看板の設置	D 保護者、地域、学校職員等による街頭指導
オ カーブミラーの設置	E 下草刈り、植栽の剪定
カ 横断歩道の設置	F 所有者、管理者への改善依頼
キ 信号機の設置	G 防犯パトロール
ク 水路、側溝の有蓋化・改良	H その他
ケ その他	

(4) 対策の実施 (DO)

ハード対策完了目標を設定し、通学路安全推進会議のメンバーが連携して迅速かつ円滑に安全対策が図れるよう努めます。

◆ハード対策完了目標の設定目安

- ①短期 (1年未満) ②中期 (1年～3年) ③長期 (3年以上)

(5) 対策効果の把握 (CHECK)

該当箇所の安全対策実施後、合同点検の結果に基づき期待している効果が上がっているのか、関係者等に対するアンケートや聴き取り等を実施し、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実 (ACTION)

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(7) 対策箇所図、対策一覧表の公表 (ACTION)

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。